

認証基準の制定(1基準)及び削除(2基準)について(厚生労働省告示第231号:平成30年5月22日)

制定/ 改正	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第23条の2の23第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定 する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表番号	医療機器の名称	告示改正 の有無
制定	別表第3-937	1 家庭用炭素弧光灯治療器	有
削除	別表第3-3	1 乳房撮影組合せ型X線診断装置	有
削除	別表第3-830	1 乳房撮影組合せ型X線診断装置用プログラム	有